

訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第137号（改正）に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション リハ・オリビエ
所在地	横浜市青葉区しらとり台1-12 グリーングラスビル4F
法人種別	医療法人
代表者名	宮田 庸
電話番号	045-479-2414

2. 事業所法人が有する介護保険法令に基づき神奈川県知事から指定を受けている指定された事業所（同県）

あおば整形外科 神奈川県 1413702263 号	居宅介護支援事業所 訪問看護・訪問看護（予防） 訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション（予防） 居宅療養介護指導 居宅療養介護指導（予防）
訪問看護ステーション リハ・オリビエ 神奈川県 1463790185 号	訪問看護・訪問看護（予防）

3. ご利用事業所

事業所名称	訪問看護ステーション リハ・オリビエ
指定番号	神奈川県 1463790185
所在地	横浜市青葉区しらとり台1-12 グリーングラスビル4F
電話番号	045-479-2414

4. 事業所の目的と運営方針

【事業の目的】

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

【運営の方針】

- (1) 訪問看護ステーション リハ・オピエ（以下事業所という）の看護師その他の従事者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業所、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、提供するサービスの質を評価し質の向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. ご利用事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
看護師	3 名(1 名兼務)	1 名	4 名
理学療法士・作業療法士			
事務員	1 名		1 名

【職務の内容】

(1) 管理者

ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該ステーションの従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

また、常に職員の心身の健康状態に留意し、業務上における相談を受け訪問看護等に支障をきたさないよう適切な対応に努める。

(2) 看護職員（看護師）

訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）

及び訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明し訪問看護等を提供する。

(3) 理学療法士・作業療法士

訪問看護計画書等及び訪問看護報告書等を作成し機能訓練を中心とした訪問看護等（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(4) 事務員

事業所の運営に必要な事務を担当する。

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
営業時間	ただし、利用者の希望に応じて、24 時間対応可能な体制を整えるものとします。 24 時間対応を希望される方は、別途利用料金が発生いたします。
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 31 日～1 月 4 日）

7. 営業地域

通常の営業地域	青葉区（美しが丘・元石川・新石川・荳子田・すすき野を除く） 緑区一部（長津田・十日市場・霧が丘・北八朔・西八朔・小山町）
---------	---

8. 利用料

基本利用料として健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、事業所の料金表（別紙参照）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払います。

尚、当日のキャンセルに関しては、急を要する受診や入院など止むを得ない事情以外、事業所の料金表（別紙参照）に定めたキャンセル料を徴収する事といたします。

9. 緊急時対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

但し、感染症の発生時や地震、台風、大雪等の自然災害時には対応しかねる場合がありますので、ご了承下さい。

【緊急時の連絡先】

ご利用者様（家族）	
主治医（医療機関）	

10. 虐待防止に対する措置

利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために次の措置を講じます。

（１）虐待防止委員会の設置。（委員長：宮田 庸）

定期的な委員会の開催とともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針の整備。

（３）職員に虐待の防止ための研修を定期的実施。

（４）上記(1)～(3)の措置を実施するための担当者の設置。（担当者：佐野 清香）

（５）当事業所は家族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束の禁止

訪問看護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行うことはありません。

- （１）事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。
- （２）職員に対し、身体拘束等の適正化を図るために研修を定期的実施します。

12. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等（言葉の暴力、セハラ等含む）があった場合、サービスを中止する場合があります。訪問看護のご契約は、お互いの信頼関係のうえ成立するものと考えておりますので、ご理解のうえご了承下さい。

13. 苦情相談窓口

事業所相談窓口 担当者：佐野 清香
TEL：045-479-2414 FAX：045-479-2416
横浜市健康福祉局 介護事業指導課 TEL：045-671-3461
横浜市介護保険相談窓口
TEL：（青葉区）045-978-2479・（緑区）045-930-2315・（都筑区）045-948-2313
神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護苦情相談係
TEL：045-329-3447
対応時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

14. 業務継続計画（BCP）

- （１）事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向け計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （２）職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- （３）事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

15. その他、運営に対する留意事項

- （１）サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- （２）あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡します。
- （３）利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などのもてなしはご遠慮いたします。
- （４）事業所は、社会的使命を十分認識し職員の質の向上を図るために研修・研究の機会を設けます。（新任研修 3ヶ月、定期教育研修 年3回、訪問看護師養成講習会 年1人）
- （５）職員は、在職中知り得た秘密を在職中及び退職後も漏らす事がないようにします。
- （６）訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管の上、利用者の求めに応じ開示いたします。

16. 第三者評価の実施状況
未実施

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、文書を交付をし、説明をしました。

訪問看護ステーション リハ・オリーブ

所在地 横浜市青葉区しらとり台 1-12 グリーングラスビル 4F

説明者 佐野 清香 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

【ご利用者】

住所：_____

氏名：_____ 印

【ご家族（代理人）】

住所：_____

氏名：_____ 印 （続柄 _____）